

様式第 7 号

甲斐市財産有償貸付契約書

貸付人 甲斐市（以下「甲」という。）と借受人 （以下「乙」という。）
とは、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付財産）

第 2 条 貸付財産は、別表のとおりとする。

（使用目的）

第 3 条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、貸付財産を自販機設置のための用途に供さなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日までとする。

2 本契約は、期間満了の 1 か月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件で 1 年間更新し、以後も同様とするが、最長で令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとする。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、毎月の売上金額に別表の料率を乗じた額とする。

2 前項の貸付料で、貸付期間が 1 月未満においても同様とする。

3 1 円未満は切捨てとする。

（貸付料の納付）

第 6 条 乙は、前条の貸付料を、半期（6 か月）毎とし、半期最終月の翌月末日までに、所管課に納付するものとする。

（費用負担）

第 7 条 自販機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（遅延利息）

第 8 条 乙は、第 6 条に定める納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により決定する率を乗じて計算した額を、延滞金として甲に納付しなければならない。

（契約不適合）

第 9 条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対し、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(遵守事項)

第10条 乙は、貸付財産を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 貸付財産を転貸しないこと。
- (2) 貸付権を譲渡しないこと。
- (3) 貸付権等を担保にしないこと。
- (4) 貸付財産の現状を変更しないこと。
- (5) 貸付財産の使用目的を変更しないこと。
- (6) 本契約に基づく事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託しないこと。
- (7) 甲の許可なく貸付物件に構築物を設置しないこと。

(実地調査等)

第11条 甲は、貸付期間中、必要に応じて貸付物件の使用状況等について実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対して詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第12条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行なわなければならない。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスはプラスチック製又は金属製とし、導入機種に対応したものを設置すること。
- (2) 回収ボックスからの使用済み容器回収及び処理は、乙の責任においてこれを行う。
- (3) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収及び処理を行なう。

(通知義務)

第13条 乙は、貸付財産の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰する事由により貸付財産を滅失又は毀損した場合において甲が要求するときは、速やかに自己の負担において原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 乙は、乙の責に帰する事由により、貸付財産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による当該財産の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、現状の規定により原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項における場合のほか、乙は本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、貸付財産を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自販機、回収ボックス、当該自販機で販売する商品若しくは当該自販機内の売上金、金銭の盗難又は毀損については、甲の責に帰することが明らかでない場合を除き、その責を負わない。

(売上報告)

第17条 乙は、本契約に係る自販機の売上状況を半期（6か月）毎に取りまとめ、半期最終月の翌月10日までに、所管課に報告しなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲が、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 契約に先立ち、乙から提出された入札に関する各種提出書類（入札参加申込書等）に虚偽の事実が認められたとき。
 - (2) 貸付料その他債務の支払を納入期限後2か月以上怠ったとき。
 - (3) 銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続きの開始の決定があったとき。
 - (4) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上貸付物件を使用しないとき。
 - (5) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が判断したとき。
 - (7) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併等を行うこと等により、甲が契約の継続ができないと判断したとき。
 - (8) 貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
 - (9) 前各号に準ずる事由により、甲が契約の継続ができないと判断したとき。
- 3 甲は、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約にあたり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者。

(原状回復)

第19条 乙は、貸付期間が満了又は甲が前項の規定により契約を解除したときは、甲の指定する日までに貸付物件を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第18条の規定により本契約を解除した場合において、貸付期間に投じた改良費等の有益費、修繕等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(管理者の責任義務)

第21条 乙は、設置した自販機の衛生管理、商品の販売、故障及び苦情に関し、甲及び第三者に対して管理者の責任義務を負わなければならない。

(契約の費用)

第22条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第23条 本契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、甲斐市を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。

上記契約の締結を称するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 甲 住所 山梨県甲斐市篠原2610番地

氏名 甲斐市長 保坂 武

借受人 乙 住所

氏名

別表

貸付 番号	所在地	施設名称等	貸付面積 (㎡)	販売品目	料率